平成２２年（フ）第１３０３号
東京都日野市百草2025番地第１イースト101
債務者　小股　優次
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３４８号
東京都国立市東４丁目12番地の15プティメゾンモンテローザⅡ201
債務者　田　　寛史
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３８１号
東京都東大和市蔵敷３丁目766番地芝中住宅イ11―409号
債務者　佐々木　淳
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４７１号
青森市筒井２丁目19番８号
債務者　澤内　孝一
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７２号
青森市筒井２丁目19番８号
債務者　澤内せつ子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９０号
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目16番508号
債務者　長谷川加奈子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５６４号
静岡県浜松市北区細江町中川3878番地の４
債務者　河合　志保
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５８号
島根県鹿足郡津和野町柳村558番地１
債務者　竹内智恵子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第１６６９６号
東京都新宿区西新宿８丁目３―34―105
債務者　半澤　秋雄
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７９４号
東京都葛飾区鎌倉３丁目57―３―205
債務者　若園　武志
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０号
熊本県阿蘇市車帰91―２
債務者　藤川　英子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第１２５９号
東京都羽村市羽加美４丁目２番19号コーポジョイフル101
債務者　水野日出子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７２号
沖縄県沖縄市字与儀616番地　県営浜原第二団地５棟706号室
債務者　野原　　恵
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１２０６号
東京都東村山市久米川町１丁目39番地５クレセント・リヴ204
債務者　永井　恭子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２８７号
東京都東村山市諏訪町１丁目13番地８サニーコーポ101
債務者　長澤　和明
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部